

令和7年度 大阪府がん対策基金企画提案型公募による がん対策貢献事業募集要領

はじめに

大阪府では、「大阪府がん対策基金」を活用して、「企画提案型公募によるがん対策貢献事業」を実施しており、府民や事業者で組織された民間団体（以下「団体」という。）の活動に対して、補助金を交付しております。このたび本事業において、先進的で他の団体等の模範となる取組みを実施する団体を募集しますので、本要領をよくご参照のうえ、ご応募ください。

1 補助の対象となる事業

テーマ① がんやがん検診に関する正しい知識の普及を行い、検診の受診につなげるための取組み

大阪府のがん検診受診率は、依然として全国最低レベルです。

がん検診がどのような検診かを知らない方も多く、府民の自発的な検診受診に向けては、がん検診に関する正しい知識の普及啓発が必要不可欠です。

そこで、これら知識の普及啓発を通じ、府民の行動変容につながるような活動についての提案を募集します。

<事業例>

- 受診率が著しく低い市町村住民への受診勧奨（精密検査の受診促進を含む）

テーマ② がん患者家族支援活動

がん患者やその家族は、がんを診断されたときから病気に関すること、生活に関することなど、様々な心配や不安を抱くことになります。がん患者やその家族が寄り添いがんに向き合うためには、がんを患った経験のある方や家族等の経験を生かし、相互に支え合うことが重要です。

そうした中で、令和5年度に実施された患者体験調査（注1）において、病気のことや療養生活について誰かに相談できたと回答した患者等の割合が 60.6%であったことに対し、がん患者の家族の悩みや負担を相談できる支援・サービス・場所が十分あると思う患者等の割合は 44.1%にとどまり、家族への支援が十分とは言えない結果が示される等、患者家族支援の更なる充実が求められている状況です。

そこで、患者家族の悩みや負担をサポートするための支援活動を募集します。

（注1）患者体験調査報告書（速報版） 令和5年度調査

<活動例>

- 患者家族同士が交流や経験を共有できる交流会等の開催
 - 患者の未成年の子どもをサポートするための取組み など
- ※既存の事業（テーマを変更しただけの定例会など）は対象外です。

テーマ③ その他

上記①～②のテーマ以外で、大阪府のがん対策に資するために行う他の模範となる自主的な活動であり、事業者の特徴を生かした提案を行うことができる活動を募集します。

【補助限度額】

- ・テーマ①の場合：1団体あたりの金額は30万円
- ・テーマ②又は③の場合：1団体あたりの金額は10万円

補助対象となる経費は「9 補助の対象となる経費」に記載しています。補助の対象となる経費の10分の10、かつ各事業の上限額の範囲内で補助します。また、イベント等の参加料など事業実施に伴う特定の収入がある場合は、その額を限度に補助対象経費から控除します。

なお、補助金は1,000円未満の端数を切り捨てた額とします。

<注意事項>

※本基金事業において、1つの団体からの応募は1つの事業（1つのテーマ）に1件のみ可能です。1つの事業（テーマ）への複数の応募及び複数の事業（テーマ）への応募は出来ませんのでご注意ください。

※より幅広く先進的な活動を募集するため、過去に3回以上採択された団体等において、申請された内容が過去の採択内容と同内容であり、新しい視点や発想が欠如していると判断される場合は書面による事前審査により不採択となることがありますのでご注意ください。

※営利を目的とし公共性を欠くもの、事業の効果が特定の個人または団体に帰属する事業は対象外となります。

2 令和7年度のスケジュール

- | | |
|------------------|---|
| ① 募集要領配布 | 令和7年5月28日（水） |
| ② 説明会開催 | 令和7年6月5日（木）午前11時～正午（予定）
開催場所：WEB開催（Microsoft TeamsによるWEB形式）
（事前申込方法：詳細については4ページ参照） |
| ③ 質問受付期間 | 令和7年5月28日（水）から6月11日（水）午後5時まで
※電話による質問は受け付けません。（詳細については5ページ参照） |
| ④ 質問回答公表 | 令和7年6月中旬（予定）
当課HPで公表します。（詳細については5ページ参照） |
| ⑤ 応募受付期間 | <u>令和7年5月28日（水）～6月30日（月）【当日消印有効】</u>
※応募方法 追跡サービス付郵送（必着）及び電子メール
（電話、FAXでの受付は行っていません。） |
| ⑥ 審査（プレゼンテーション） | <u>令和7年7月中旬～8月上旬（予定）</u>
場所（予定）：大阪府大手前庁舎周辺（追ってお知らせします） |
| ⑦ 採択事業者の決定・補助金申請 | 令和7年8月中旬（予定） |
| ⑧ 補助金交付決定 | 令和7年9月中旬（予定） |
| ⑨ 補助対象事業期間 | <u>補助金交付決定日から令和8年3月31日まで</u> |
| ⑩ 実績報告提出期限 | 事業完了日から30日以内又は令和8年4月10日までの
いずれか早い日 |

3 応募手続き

補助金の申請を受けようとする団体は、次の書類を応募受付期間内に提出してください。

(1) 応募方法：追跡サービス付郵送及び電子メール ※電話、FAXでの受付は行っていません。

応募受付期間：令和7年5月28日（水）～6月30日（月）（当日消印有効）

提出先：〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目1番22号 大阪府庁本館6階
大阪府健康医療部健康推進室健康づくり課 生活習慣病・がん対策グループ
電話 06-6941-0351（内線2519）
電子メール kenkodukuri-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp

(※) すべての提出書類について、郵送及び電子メールの双方でご提出ください。

電子メール送信時、容量が5MBを超える場合はメールを分割してください。

(※) 当課から電話又はメールで内容をお聞きする場合があります。

(2) 提出書類

①令和7年度大阪府がん対策基金企画提案型公募によるがん対策貢献事業応募申請書（様式第1号）

②事業計画書（様式第2号）※必要に応じて、経費明細書を任意様式で添付してください。

③補足説明資料（必要があれば任意に提出）

④添付書類 ※コピー可

ア 団体の定款（任意団体は規約）

イ 役員名簿

ウ 団体の事業計画書（令和7年度分）

エ 団体の収支予算書（令和7年度分）

オ 団体の一部門として申請する場合は、団体の代表から部門の代表へ権限を委任していることを示す書類（委任状等）

※団体として申請する場合、「オ」の書類は不要です。

(3) 注意事項

①本基金事業において、1つの団体からの応募は1つの事業（1つのテーマ）に1件のみ可能です。

1つの事業（テーマ）への複数の応募及び複数の事業（テーマ）への応募は出来ませんのでご注意ください。

②営利を目的とし公共性を欠くもの、事業の効果が特定の個人または団体に帰属する事業は対象外となります。

③補助金交付決定後に事業内容等に変更が生じることがないように、提出書類は十分に検討したうえで作成してください。また、提出書類は補助の適否を決定する資料になりますので、内容は詳細に記入してください。また、提出後の修正には応じられません。

④ご提出いただいた書類は、本審査以外には使用しません。また、返却できませんので、あらかじめご了承ください。

4 応募資格

- (1) 大阪府内に活動拠点を置き、府内を中心に活動を展開する団体で、大阪府内で直近1年間の活動実績のある団体
- (2) 以下の要件を全て満たしている団体
 - ①定款、寄付行為又は規約等を有し、団体としての意思決定により事業執行ができる組織が確立していること。
 - ②独立した経理の機能が確立していること。
 - ③団体活動の本拠として事務所を大阪府内に有していること。
 - ④代表者が明らかであること。
- (3) 本要領の趣旨・内容を理解し、誠実に事業を推進することに同意する団体
- (4) 次の①～④のいずれにも該当しない団体（役員等を含む）
 - ①政治活動や宗教活動を目的としている者
 - ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団密接関係者
 - ③法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者
 - ④公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日またはその納付が完了した日から1年を経過しない者
- (5) その他必要と認める書類が準備できること

5 説明会の実施

- (1) 開催日時：令和7年6月5日（木）午前11時～正午（予定）
※終了時刻については、進行状況により前後する可能性がありますのでご了承ください。
- (2) 開催場所：WEB開催（Microsoft Teams による Web 形式）
- (3) 申込方法
 - ① 別紙「大阪府がん対策基金企画提案型公募によるがん対策貢献事業説明会出席申込書」を下記申込先メールアドレス宛てにお送りください。
なお、口頭、電話及びFAXによる申込は受け付けませんのでご注意ください。
【申込先】
健康づくり課メールアドレス：kenkodukuri-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp
 - ② 申込のあった方へ、事前にメールにて説明会参加用のURLをお送りします。
- (4) **説明会への参加申し込み期限：令和7年6月3日（火）午後5時まで**
※説明会へのお申込が1団体から無い場合は、説明会は中止になります。
中止となった場合はホームページ上でお知らせさせていただきます。

6 質問の受付

(1) 受付期間：令和7年5月28日（水）から6月11日（水）午後5時まで

(2) 提出方法

①電子メールで受け付けます。

健康づくり課メールアドレス：kenkodukuri-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp

②「件名」は必ず「【質問】がん対策貢献事業補助金」と明記してください。

② 質問への回答は大阪府ホームページに掲載し、個別には回答しません。

回答掲載予定日 令和7年6月中旬（予定）

URL：https://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/gankikin_2/koubo4.html

7 申請内容の審査・選定

(1) 書面審査及び面接審査 令和7年7月中旬～8月上旬（予定）

①全ての応募者を対象に、大阪府がん対策基金がん対策貢献事業選定委員会（以下「事業選定委員会」という。）に先立ち、書面による事前審査を行います。

②事前審査に合格した事業について、事業選定委員会において、申請書類審査と面接（プレゼンテーション）審査により補助対象事業者を選定します。プレゼンテーションの日時・場所等は、対象者に別途通知をします。

③審査の結果、評価点が基準に達しない場合は、応募が1件であっても採択しないことがあります。

④審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

(2) 選定の基準

選定基準は以下のとおりです。

①モデル性……………がん対策事業のモデル的な取り組みとなりうるか。

②新規性……………がん対策の推進において新しい視点や発想があるか。

③実現可能性……………事業実施の体制が構築されているか。予算的な問題はないか。

④向上性……………がん対策への貢献又は活性化につながるか。

また、応募事業への意欲を評価します。

⑤過去の助成状況……………過去に本基金の助成を受けていない団体の取り組みを評価します。

(3) 採択決定の通知及び公表：令和7年8月中旬（予定）

選定結果をもとに、採択決定の通知を行うとともに、健康づくり課ホームページで公表します。

URL：https://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/gankikin_2/koubo4.html

8 補助金交付申請等の手続きについて

採択された団体に対して、採択決定後に詳細をお知らせします。

(1) 補助金交付申請の提出：令和7年8月中旬以降（予定）

選定の結果、採択決定の通知を受けた団体は、「大阪府がん対策基金企画提案型公募によるがん対策貢献事業補助金交付要綱」に基づき、次の書類を提出してください。

- ①大阪府がん対策基金企画提案型公募によるがん対策貢献事業補助金交付申請書
[様式第1号(第3条関係)]
- ②補助金算出内訳書[様式第1号別紙1]
- ③所要額調書[様式第1号別紙2]
- ④補助事業計画書[様式第1号別紙3]
- ⑤要件確認申立書[様式第1-1号(第3条関係)]
- ⑥暴力団等審査情報[様式第1-2号(第3条関係)]
- ⑦その他知事が必要と認める書類

(2) 交付の決定通知：令和7年9月中旬（予定）

補助対象団体の事業について、補助交付申請書を審査し補助金交付決定の通知をします。

(3) 実績報告

交付決定の通知を受けた団体は、事業の終了後 30 日以内又は令和8年4月10日のいずれか早い日までに、次の書類を提出してください。

- ①大阪府がん対策基金企画提案型公募によるがん対策貢献事業補助金実績報告書
[様式第5号(第9条関係)]
- ②収支精算書[様式第6号(第9条関係)]
- ③事業の成果物（報告書や活動状況の写真、チラシ等の配布物など）
- ④契約の締結や購入が確認できる資料の写し（契約書、請求書等）
- ⑤納品の確認ができる資料の写し（納品書等）
- ⑥補助の対象となる経費の支払日と支払額を証明する書類の写し（領収書）

(※) 実績報告時には、内容、支払金額、支払日等経費支出を証明する領収書の写しの添付が必要です。必ず領収書を保管してください。領収書の無い経費は、補助の対象となりません。

- ⑦その他知事が必要と認める書類

(4) 補助金額の確定の通知

実績報告書等の書類を検査して、交付する補助金の額を確定し通知します。書類検査の結果、補助対象事業の実績が交付決定の内容と異なる等により、補助金を支払わない、又は交付決定額を減額することがあります。

(5) 補助金の支払い

補助金は、事業終了後に提出していただく実績報告書を検査して額を確定した後に、口座振替により交付します。

【補助金交付の条件】

事業実施にあたり、がん対策基金からの補助金を受けていることを明らかにしてください。

具体的には、以下の文言及びがん対策基金のシンボルマークを事業で用いるポスター・チラシなどの印刷物や、事業で作成する冊子などに表示してください。シンボルマークについては事業採択者に別途お知らせします。

- ①「この事業は、大阪府がん対策基金からの補助金を受けて実施しました。」
- ②「この事業は、大阪府がん対策基金の補助金を活用して行っています。」
- ③「この冊子は、大阪府がん対策基金からの補助金を受けて作成しました。」

9 補助の対象となる経費

補助の対象となる経費は、次の経費のうち、原則、補助対象事業期間中に経費支出が完了するもので、領収書等により支出の証明（支払金額、支払日の確認含む）ができるものです。

費 目	内 容
(1) 報償費、賃金	(ア) 講師謝金 注) 自団体以外の講師を外部から招聘する場合に限ります。 注) 宿泊費は遠隔地からの招聘のため日帰りが難しいなど合理的な理由がある場合以外認められません。 注) 物品（金券等含む）や菓子折りなどの謝礼は経費として認められません。 (イ) 事業に必要な専門家等への謝金 注) 自団体の役職員・構成員への謝礼は認められません。 注) スタッフ、専門家への交通費等は、「交通費」として実費相当額の範囲内で計上可能です。 注) 必要に応じて、契約書等の添付を求める場合があります。
(2) 旅費	招聘する外部講師や事業に必要な専門家への交通費等、また、これらの者との打ち合わせ等に要した交通費は、「交通費」として実費相当額の範囲内で計上可能です。 【限度額】原則、公共交通機関を利用し、合理的経路による実費相当額(エコノミー料金)とします。 注) いわゆる「お車代」は認められません。
(3) 消耗需用費	(ア) 事業実施に直接必要な材料代や書籍、事務用品等の購入費、飲料費（お茶、コーヒー等） (イ) 啓発チラシや冊子、報告書、資料等の印刷費 注) 団体の定期的な刊行物や団体の広報誌は対象となりません。
(4) 役務費	通信・運搬費、保険料、手数料、広告料 注) 電話代やメール等の通信費は、個別契約するなど、事業の直接経費であると明確に分かる書類の提出が無いものは認められません。 注) 団体の定期的な刊行物や団体の広報誌の送料は対象となりません。
(5) 使用料・賃借料	講演会等の開催に必要な会場費（付帯設備を含む）、車両等のレンタル料 注) 下見・準備・リハーサルに要する会場費は認められません。
(6) 委託費	事業に必要な調査委託・システム開発費等
(7) 備品購入費	事業に必要な備品の購入で取得価格が10万円（税込）以上の物品

【補助対象とならない経費】

- ① 食事代・菓子代
- ② 会員への手当
- ③ 団体の運営管理費（会報等の印刷費、定例会の会場使用料、事務所の維持費等）
- ④ 団体の会員のみを対象とした定例会などの会議に要する費用
- ⑤ 事業を実施する際の打合せ会議や下見・準備・リハーサルに要する経費（旅費は除く。）
- ⑥ 会議、学会等の参加費、研修受講料、旅費等
- ⑦ その他、補助対象事業との関連性がない経費

【補助金の額】

補助の対象となる経費の10分の10、かつ各事業の上限額の範囲内で補助します。

ただし、イベント等の参加料など事業実施に伴う特定の収入がある場合は、その額を限度に補助対象経費から控除します。なお補助金は、事業費に補助率を乗じた後、1,000円未満の端数を切り捨てます。

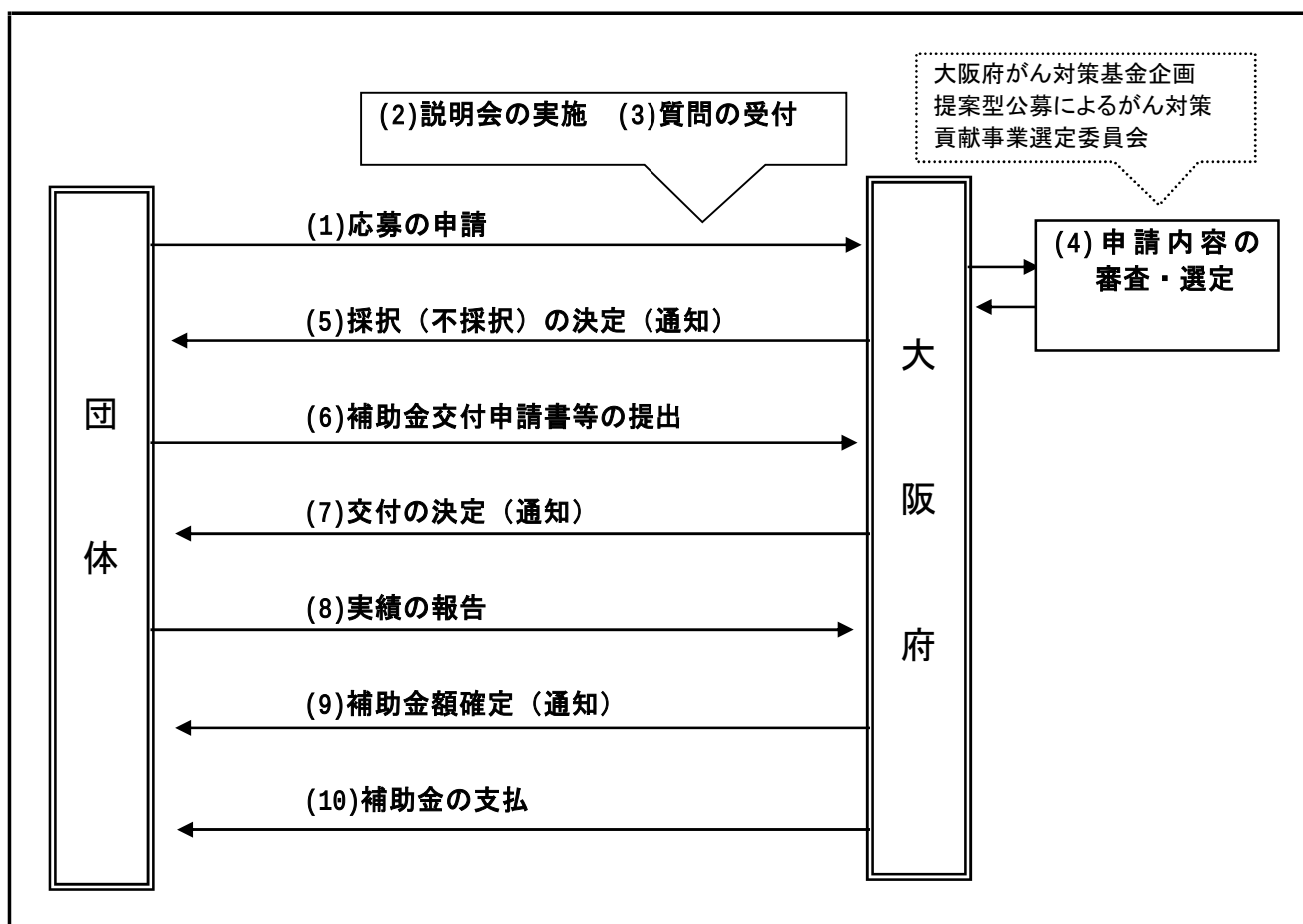
10 注意事項

- (1) この補助金は、審査の結果、補助できない場合があります。
- (2) 実績報告時には、内容、支払い金額、支払日等を証明する領収書の写しの添付が必要です。経費を支出する際には必ず領収書を保管してください。領収書の無い経費は、補助の対象となりません。
- (3) 補助事業についての会計証拠書類は補助事業完了の翌年度から10年間保存してください。
- (4) 補助対象事業を変更・中止・廃止する場合、又は団体の代表者や所在地等を変更する場合は事前にご連絡ください。
- (5) ハートフル条例（大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例）により、補助金の交付決定を受ける常用労働者43.5人以上の事業主等は、障がい者の雇用状況を報告していただくとともに、法定雇用率未達成の場合は雇入れ計画の提出が必要になります。
詳しくはハートフル条例のリーフレット又は大阪府障がい者雇用促進センターホームページをご参照ください。

大阪府障がい者雇用促進センターホームページ

URL : <https://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/sokushin-c/>

11 手続の流れ



12 事業内容等の変更・事業の中止をする場合の手続

事業内容等の変更	(1) 補助金事業の内容変更(大阪府がん対策基金企画提案型公募によるがん対策貢献事業補助金交付要綱第6条に定める軽微な変更を除く。)には、承認が必要です。変更が生じる場合には、速やかに大阪府健康づくり課まで連絡してください。但し、申請事業区分や事業目的の変更、事業内容が大幅に変更する場合は認められません。 (2) 団体の所在地や代表者・役員等の変更の場合も変更届の提出が必要です。また、提出書類の「要件確認申立書」及び「暴力団等審査情報」に変更があった場合は、別途書類の提出が必要となりますので、速やかに大阪府健康づくり課まで連絡してください。
事業の中止	補助金事業を対象期間内に完了できない場合や中止した場合は、速やかに大阪府健康づくり課まで連絡してください。その際、補助金の交付は認められません。



大阪府健康医療部健康推進室健康づくり課
生活習慣病・がん対策グループ

T E L : 06-6941-0351(内線 2519)

大阪府ホームページ<大阪府がん対策基金>

https://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/gankikin_2/